

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

現指定管理者の利用承認
等に関する基準

許認可等の内容	神奈川県立相模湖交流センターの利用承認	
根拠法令及び条項	神奈川県立相模湖交流センター条例第 11 条	
審査基準	関係条項	神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則第 4 条第 1 項
	基準	<p>次に該当する場合は、利用の承認をしないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 相模湖交流センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。 2 相模湖交流センターの施設及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 3 その他相模湖交流センターの管理上支障があると認められるとき。 <p>【具体例】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用の申請に虚偽又は不正があったとき。 (2) 葬儀若しくは告別式、又は宗教上の儀式、式典若しくはその他これに類する行事を行うため施設を使用するとき。 (3) 宗教上の組織又は団体の活動のために使用するとき。特定の宗教上の組織又は団体を支持・支援する事業を実施するとき。 (4) 特定の個人・団体に帰属する財産上の利益を獲得する、又は利益の獲得に繋がる事業・活動を行う場合。 (5) 過去の利用実績において、神奈川県立相模湖交流センター条例、神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則若しくは相模湖交流センターの施設の利用上の遵守事項に違反し、又は管理上の指示に従わなかった者が申請した場合において、再び同じ行為を繰り返すおそれがあるとき。 (6) 営利行為の会場として利用すること。(ただし、多目的ホール、アートギャラリーを除く。)なお、催し物にかかわるプログラム、パンフレット、CD 等の販売はこの限りでない。 (7) 使用方法若しくは使用者の所持する物品等により、相模湖交流センターの施設及び設備を損傷若しくは滅失させ、又は他の利用者や一般県民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 (8) 各施設の収容人員を大幅に上回る人数が集まることが予想される催し等の会場として利用する場合。 (9) その他上記 (1) ～ (8) に準ずると認められるとき。
標準処理期間	標準処理期間	総日数 即日～14 日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（現指定管理者）

許認可等の内容		神奈川県立相模湖交流センター利用の申込みの特例承認
根拠法令及び条項		神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則第5条、
審査基準	関係条項	神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則第4条第2項
	基準	<p>神奈川県立相模湖交流センター条例施行規則第4条第2項の規定により、同条第1項に定める期間前に神奈川県立相模湖交流センターの利用の申込みをすることについての承認を受けようとする者は、利用日の7月前の日の属する月の20日までに指定管理者に申請をしなければならない。</p> <p>上記に該当する具体例としては、次のとおり。</p> <p>(1) 国、県、県内の市町村若しくは一部事務組合の機関又は指定管理者が、水源地域の自然の保全及び活性化を図ることを目的とした催し等を行うために利用するとき。</p> <p>(2) 水源地域の自然の保全及び活性化を図ることを目的とした公共的団体が県民の水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の推進を図ることを目的とした催し等を行うために利用するとき。</p>
標準処理期間	標準処理期間	総日数 即日～14日